

成田市立神宮寺小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義(定義については、国の定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立って取り組む。

2 基本理念

(1) いじめの禁止

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

【いじめの基本認識】

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方にも大きくかかわる問題であること

(2) 方針

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく関係機関と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、経過観察を行い、事後指導にあたる。

3 いじめ防止等の対策のための施策

(1) いじめ防止等の対策のための組織

ア 名称 「生徒指導いじめ防止対策委員会」

イ 役割 ①いじめ防止基本方針の策定

②いじめの未然防止

③いじめの対応

④職員の資質向上のための校内研修

⑤年間計画の企画と実施

⑥年間計画進捗のチェック

⑦各取組の有効性のチェック

⑧いじめ防止基本方針の見直し

- ウ 構成員 管理職，教務主任，生徒指導主任，教育相談担当，養護教諭
特別支援学級担任（１名），当該学級担任
- エ 開催回数 ８月を除く毎月１回 計１１回

（２）いじめの未然防止

①学級経営の充実

- ・生徒指導の機能を生かした授業づくりや，豊かな人間関係づくりプログラム，「学校生活に関するアンケート」等により児童の実態を十分に把握し，よりよい学級経営に努める。
- ・分かる・できる授業の実践に努め，児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

②道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して，児童の自己肯定感を高める。
- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し，人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

③縦割り班活動の実施

- ・縦割り班活動のなかで，協力したり協調したりすることを学習し，人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

④学校相互間の連携協力体制の整備

- ・中学校や幼稚園，保育所と情報交換や交流学习を行う。
- ・小中連携の取組の一つとして，小中で一貫した指導事項を設定する。

（３）いじめの早期発見

①相談体制の整備

- ・年間に３回実施する「学校生活に関するアンケート」後に学級担任により教育相談を行い，児童一人一人の理解に努める。
- ・養護教諭や教育相談担当と学級担任が関わる時間を設定し，教育相談の充実に努める。
- ・相談箱を設置し，児童の声に耳を傾けると共に，担任以外の教職員や地域との連携を図り，いじめ発見に努める。

②相談窓口の周知

- ・相談窓口及び相談担当者について，保護者会や学校だよりで周知する。

③教職員の資質向上

- ・月１回全教職員で問題傾向を有する児童について，現状や指導についての情報の交換，及び共通行動についての話し合いを行う。

④ＳＮＳ等を通じて行われているいじめに対する対策

- ・ＳＮＳの利用等に関する現状把握に努めるとともに，児童に情報モラル教育を実施する。

⑤保護者の協力

- ・保護者が見つけた小さなサインを学校と共有し，学校との協力体制を構築する。
- ・保護者対象の情報モラルの学習会を実施する。

4 いじめを認知した場合の対応

- ア いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、校内体制で事実の有無を確認する。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。
- ウ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に組織的に行う。
- エ いじめに直接かかわらなかった児童であっても、見て見ぬ振りをする「傍観者」もいじめを助長する存在であることを認識し継続的に組織的に指導する。
- オ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- カ 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- キ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の基準

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行うとともに、全校で再発防止に向けた取り組みを実施する。

6 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

- 学校は、ホームページ等において、いじめ防止基本方針及びその取組状況を公表する。
- また、基本方針に基づく毎年度の取組実施結果をまとめ、点検及び評価を行い、学校評価とともに保護者に周知するとともに、市教育委員会に報告する。
- さらに、学校評議員等の意見を踏まえて、取組の必要な見直しを行う。その中で、特に基本方針の見直しに関する意見があった場合には、十分な検討を行い、必要な措置を講ずるものとし、その結果については公表する。

平成26年2月27日策定

平成27年4月30日改訂

平成28年4月11日改訂

平成29年4月11日改訂

平成30年4月18日改訂

令和2年4月30日改訂

令和3年5月14日改訂

令和5年4月14日改訂

令和6年4月10日改訂

令和7年4月9日改訂